

航空輸送の安全にかかわる情報の中間報告（平成 24 年度上半期）（要約版）

1. 航空事故・重大インシデントの発生の概況

平成 24 年度上半期において本邦航空運送事業者の運航に伴い発生した航空事故及び重大インシデントは以下のとおり。

○ 航空事故（1 件）

- ・平成 24 年 6 月 20 日、全日本空輸機（ボーイング式 767-300 型）が、成田国際空港に着陸した際にハードランディングとなった。点検の結果、主翼前方付近胴体上部に変形が認められた。（乗客 5 名及び客室乗務員 4 名が軽傷）

○ 重大インシデント（3 件）

- ・平成 24 年 7 月 5 日、那覇空港において、管制官より滑走路手前で待機するよう指示されていた中国東方航空機（エアバス式 A319-112 型）が、同滑走路に進入したため、着陸許可を受けていたエアアジア・ジャパン機（エアバス式 A320-214 型）が管制官の指示により復行した。
- ・平成 24 年 7 月 8 日、個人機（セスナ式 172RG 型）が管制官の着陸許可を得て福岡空港に進入中、同滑走路から出発を予定していた日本エアコンピューター機（ボンバルディア式 DHC-8-402 型）が管制官から滑走路に入って待機するよう指示を受け同滑走路に入った。そのため、個人機は、管制官の指示により着陸復行した。
- ・平成 24 年 7 月 8 日、朝日航洋の航空機（マクドネル・ダグラス式 MD900 型）が、旭川赤十字病院場外離着陸場を離陸した直後に、第 1 エンジン（プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式 PW207E 型）が停止したため、目的地を旭川空港に変更し、同空港に着陸した。

2. 航空法第 111 条の 4 の規定による報告の概況

平成 24 年度上半期においては、本邦航空運送事業者から、航空法第 111 条の 4 の規定に基づき、航空事故 1 件、重大インシデント 3 件及び安全上のトラブル 512 件の合計 516 件について報告があった。

表 1：事業者別報告件数

ANA グループ	JAL グループ	日本貨物 航空	スカイマーク	北海道 国際航空	スカイネット アジア航空	スターフライヤー	ピーチ・ アビエーション	ジェットスター・ シヤパン	エアアジア・ ジャパン	その他
126	158	21	100	24	16	12	7	2	5	45

表 2：機種別報告件数

B737	B747	B767	B777	B787	A320	MD-90	DHC-8 (-400除く)	DHC-8 -400	CRJ	ERJ 170	SAAB 340B	その他
194	24	117	36	9	32	6	9	18	43	17	5	6

表 3：安全上のトラブルの内容別分類件数^{注 1)}

機材 不具合	ヒューマンエラー						回避操作		鳥等の外来物 による損傷	被雷	その他
	運航	客室	整備	地上 作業	設計 製造	その他	TCAS ^{注 2)}	GPWS ^{注 3)}			
274	28	2	22	1	1	1	106	5	13	42	17
	55						111				

注 1) 分類別の件数は、今後の要因分析の進捗により変更されることがある。

注 2) 航空機衝突防止装置の回避指示に基づく回避操作を表す。

注 3) 対地接近警報装置の指示に基づく回避操作を表す。

3. 安全上のトラブルの評価・分析と今後の対策

第 1 2 回航空安全情報分析委員会において、平成 24 年度上半期の安全上のトラブル等について審議した結果、それぞれの事案について、関係者により必要な対応がとられており、引き続き適切にフォローアップを行っていくべきことが確認されました。

また、今後とも、前回の第 1 1 回航空安全情報分析委員会（平成 24 年 6 月 21 日開催）において「安全性向上に向けた今後の取組み」として確認されたとおり、安全上のトラブル等の航空安全情報の分析に基づき、機材不具合への対応、ヒューマンエラー防止への取組み、TCAS RA や GPWS による回避操作に係る情報共有を進め、このような個別事案への対応を適確に行うとともに、新規企業の就航等による航空を取り巻く環境変化にも十分配慮し、監視・監督の強化、予防的安全対策の充実等を図る取組みを継続する必要があるとの評価を受けています。